

岩手県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第10項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成24年10月5日から同年11月2日まで関係書類を縦覧に供する。

平成24年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
山田地区（織笠工区）	当該土地改良事業計画書の写し	山田町役場